- 注1 1、13、15 及び 21 の欄は、無線局事項書に記載した当該無線局の識別信号又は名称 (免許の申請等の場合は、希望する識別信号又は名称)を記載すること。
 - 2 2の欄は、当該装置が法第33条の規定により備え付けられている無線設備である場合に□にレ印を付すこと。
 - 3 3の欄は、次によること。
 - (1) 番号の欄は、一の無線局において2以上の送信装置又は受信装置(14 の欄に掲げる機器を除く。)を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付すこと。この場合、送信機、受信機、送受信空中線等の関連付けができるように原則装置ごとに記載することとし、工事設計書の内容(5の欄の製造番号の欄、6の欄の製造番号の欄、8の欄及び9の欄を除く。)が同一である装置については、一括して記載することができる。
 - (2) 無線設備の種別の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
 - (3) 現用又は予備の別の欄は、当該設備が法第 35 条第1号の措置をとる船舶局である場合に限り記載することとし、口にレ印を付すこと。
 - 4 4の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
 - 5 5の欄は、次によること。
 - (1) 定格出力の欄は、電波の型式別に、無線設備系統図に示す出力端子における出力規格の値を記載すること。ただし、検定合格機器(施行規則第 11 条の5各号で定める機器を含む。以下同じ。)又は適合表示無線設備の場合は記載を要しない。
 - (2) 空中線電力の欄は、当該装置において希望する最大の出力を記載すること。ただし、検定合格機器又は適合表示無線設備の場合は記載を要しない。
 - (3) 空中線電力低下の有無の欄は、該当する口にレ印を付けること。ただし、検定合格機器又は適合表示無線設備の場合は記載を要しない。
 - (4) 変調方式コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、検定合格機器又は適合表示無線設備の場合は記載を要しない。
 - (5) 製造者名の欄は、当該機器の製造者名を記載すること。ただし、検定合格機器又は 適合表示無線設備の場合は記載を要しない。
 - (6) 検定番号、適合表示無線設備の番号又は名称の欄は、当該機器が検定合格機器である場合は検定番号を、適合表示無線設備である場合には技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載することとし、その他の場合は機器の名称を記載すること。
 - (7) 製造番号の欄は、当該機器の製造番号を記載すること。ただし、法第 10 条又は法 第 18 条の規定による検査を受ける必要がある場合は、工事の落成までに製造番号を 記載することができる。
 - 6 6の欄は、送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合は区別の欄の□にレ印を付けることとし、その他の場合は製造者名の欄、検定番号又は名称の欄及び製造番号の欄を注5に準じて記載すること。
 - 7 7の欄は、補助電源からの電力の供給の有無について、該当する□にレ印を付けること。
 - 8 8の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付すこと。

なお、8から 11 までの欄は、無線設備並びにデジタル選択呼出専用受信機、ナブテックス受信機、インマルサット高機能グループ呼出受信機及び船上通信設備(固定されたものに限る。)の空中線について記載すること。

- 9 9の欄は、次によること。
 - (1) 送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、 無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、26.175MHz 以 下の周波数の電波を使用するものにあつては、偏波面コードの記載を要しない。
 - (2) 高さの欄は、最高満載喫水線(船舶に設置する船上通信設備のものについては、航海船橋)からの最高部の高さを記載すること。
 - (3) 利得の欄は、26.175MHz を超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、絶対 利得で記載すること。
- 10 10 の欄は、送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けができるように 22 の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び周波数の条件等を使用する場合、その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「一」を記載し、21 及び 22 の欄の記載は要しない。
- 11 11の欄は、受信する周波数又は受信する周波数の範囲を記載すること。
- 12 12の欄は、次によること。
 - (1) 各空中線系に対応してその通常の用途を「現用」、「予備用」又は「デジタル選択呼出専用受信機用」のように記載すること。
 - (2) 指向性空中線については、水平面の主輻射の角度の幅を記載すること。
 - (3) 構成が複雑なため記載が困難なときは、空中線の構成を示す図面を添付することと し、□にレ印を付けること。
- 13 14の欄は、次によること。
 - (1) 機器の種類の欄は、該当する□にレ印を付けることとし、その他の場合は、機器の 名称を記載すること。
 - (2) 検定番号、適合表示無線設備の番号又は名称の欄は、当該機器が検定合格機器である場合は検定番号を、適合表示無線設備である場合には技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載することとし、その他の場合は機器の名称を記載すること。ただし、ファクシミリ受信機、任意に設置するGPS及びロラン受信機については記載を要しない。
 - (3) 製造番号の欄は、当該機器の製造番号を記載すること。この場合において、ファクシミリ受信機、任意に設置するGPS及びロラン受信機については記載を要しない。 ただし、法第 10 条又は法第 18 条の規定による検査を受ける必要がある場合は、工事の落成までに製造番号を記載することができる。
 - (4) 双方向無線電話、船舶航空機間双方向無線電話及び船上通信設備であつて適合表示 無線設備でないものについては、3の欄、5の欄及び6の欄並びに空中線系の欄に記載すること。
- 14 16の欄は、次によること。
 - (1) 機器の種類の欄は、該当する口にレ印を付けること。
 - (2) 型式又は名称の欄は、機器の型式又は名称を記載すること。この場合において、選

択呼出装置(デジタル選択呼出装置を除く。)、ファクシミリ、変調信号処理装置、制御装置、注意信号発生装置及び施行規則第 28 条第5項の装置については、記載を要しない。

(3) 方式・規格等の欄は、次の表の左欄に掲げる事項に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事項を記載すること。

	装置の別	記載事項
ア	デジタル選択呼出装置	製造者名、名称、製造番号、信号の伝送速度、マーク
		周波数、スペース周波数、タイムダイバーシティ時間
		間隔及び構成並びに種別(検定合格機器である場合は
		、検定番号及び製造番号とする。)
イ	制御装置	制御項目
ウ	狭帯域直接印刷電信装	製造者名、名称、製造番号、方式、信号の伝送速度、
置		マーク周波数及びスペース周波数並びに符号構成(検
		定合格機器である場合は、検定番号及び製造番号とす
		る。)
エ	変調信号処理装置	ATIS番号

- 15 17 の欄は、設備規則第9条の2第6項に規定するデータ伝送装置を備える船舶局に限り、船舶等識別番号を記載すること。
- 16 18 の欄は、この別表の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に 合致している場合は、□にレ印を付けること。
- 17 19 の欄は、添付図面として、機器配置図、無線設備系統図、電源系統図及びブロッキングチャートを添付し、□にレ印を付けること。ただし、次の図面は添付を省略することができる。
 - (1) 注 19(1)又は注 22 に該当する場合の当該機器に係る図面
 - (2) 注 21 に該当する場合の当該部分に係る図面
 - (3) 当該無線局の他の装置に係る図面と同一である図面(20 の欄にその旨を記載すること。)
 - (4) 10 の欄において「-- を記載した場合の無線設備系統図
 - (5) 単一の送信機及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び周波数等の条件を使用する場合その他送信装置、空中線及び周波数等の関連付けが明らかな場合の無線設備系統図
- 18 添付図面の記載等は、次によること。
 - (1) 機器配置図は、船体の平面図及び側面図に空中線、通信室、機械室及び電池室等の位置を記載するとともに、必要に応じて、機器(制御器を含む。)の配置を示した船橋、機械室等の図面を添付すること。
 - (2) 無線設備系統図は、送信機、受信機及び空中線系の接続系統を記載すること。
 - (3) 電源系統図は、機器の種類、電圧、容量及び相数を付記すること。
 - (4) ブロッキングチャートは、空中線(インマルサット高機能グループ呼出受信機用に限る。)の中心から見通した場合における船上の回線障害物の設置状況を記載すること。
- 19 20 の欄は、第 15 条の 2 又は第 15 条の 3 第 1 項(同条第 2 項、第 16 条の 2 第 6 項及

び第25条第3項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。)の規定により、工事設計の全部又は一部の記載を省略する場合は、その旨及び第15条の3第1項 ただし書の規定による場合は既に申請を提出した総合通信局の名称を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号、識別信号等を記載すること。

- 20 22 の欄は、次によること。
 - (1) 周波数番号の欄は、送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けができるように付番すること。
 - (2) 電波の型式の欄は、使用する空中線から発射する電波の型式を記載すること。
 - (3) 周波数の欄は、使用する空中線から発射する周波数を記載すること。
 - (4) 空中線電力の欄は、使用する空中線から発射する周波数の空中線電力を記載すること。
 - (5) 補足事項の欄は、周波数等の条件がある場合はそれを記載すること。
- 21 第15条の3第1項の規定により、工事設計の一部の記載を省略する場合は、該当欄にその旨を記載すること。
- 22 工事設計の変更又は無線設備の変更の工事をする場合の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。
- 23 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。
- 24 工事設計書(添付図面を除く。)の写しの用紙は、この別表に定める規格の用紙とする。